

貸渡約款

●個人情報の取り扱いについて●

1. 借受人（貸渡契約の申込をしようとする者を含む）及び運転者（以下各々「借受人」、「運転者」という）は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1) 貸渡証作成等、レンタカーに関する基本通達（自旅第 138 号 平成 7 年 6 月 13 日、以下「基本通達」という）に基づくレンタカー事業者の義務を履行すること。
 - (2) 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと。
 - (3) 自動二輪車、保険、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、e メールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内すること。
 - (4) 商品開発等又はお客様満足度向上のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること。
 - (5) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 前項に定めていない目的以外に借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

1. レンタルバイクを貸渡す店舗を運営する法人（以下「当社」という）は、この約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタルバイク」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第 2 章 予約

第 2 条（予約の申込）

1. 借受人は、レンタルバイクを借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、ヘルメット等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタルバイクの範囲内で予約に応ずるものとします。

第 3 条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 4 条（予約の取消等）

1. 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。

2. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、当社に対し以下のキャンセル料金を支払うものとします。ただし、レンタル当日が悪天候であると当社が判断する場合、キャンセル料金は請求しないこととします。

キャンセルした日	キャンセル料金
レンタル2日前まで	無料
レンタル前日	予約したバイクレンタル料金の50%
レンタル当日	予約したバイクレンタル料金の100%

※予約した車種の24時間レンタル基本料金をキャンセル料金の上限とします。

3. 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、借受人に対し前項に定めるキャンセル料に相当する金員を支払うものとします。
4. 予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタルバイク貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとして扱い、本条に定める予約の取消に関する規定を適用します。
5. 借受人は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、何らの請求もできないものとします。

第5条（代替レンタルバイク）

1. 当社は、当社の責に帰すべき事由により借受人に対して第2条第1項の借受条件に該当するレンタルバイクの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
2. 当社は、前項の場合で、借受条件以外のレンタルバイクを貸渡することが可能なときは、借受人に借受条件と異なる条件のレンタルバイク（以下「代替レンタルバイク」という）の案内をするものとします。
3. 借受人が前項の案内を受けて改めて予約したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタルバイクを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタルバイクの貸渡料金と予約のあった条件のレンタルバイクの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
4. 借受人が第2項の案内を拒絶した場合、予約は取消されるものとします。
5. 借受人は、本条第1項の事由により、予約したレンタルバイクの貸渡を受ける事ができなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、本条及び前条に定める請求のみができるものとします。
6. 当社は、天災、盗難、車両の故障、他の借受人による不返還、疫病その他の不可抗力の事由により、借受人に対して第2条第1項の借受条件に該当するレンタルバイクの貸渡ができないことが判明したときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。この場合、当社は、借受人に代替レンタルバイクの案内をすることができるものとし、借受人が案内を受けて改めて予約の申込をしたときは、本条第3項に従うものとします。
7. 前項の場合で、借受人が案内を拒絶したとき又は当社が代替レンタルバイクの案内をしなかったときは、予約は取消されるものとします。

8. 借受人は、本条第6項の事由により、予約したレンタルバイクの貸渡を受ける事ができなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

第6条（予約業務の代行）

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。
2. 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸渡

第7条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は、予約した借受条件に基づき当社に貸渡料金を支払い、当社が約款等により貸渡条件を明示の上で借受人にレンタルバイクを貸渡したときに予約が完結し、貸渡契約が成立します。借受人は、貸渡契約の締結に当たり、予約した借受条件を当社の承諾を受けて変更することができます。
2. 前項の定めに関わらず、本約款に定める予約をしていない借受人が、当社に対し借受条件を明示の上、レンタルバイクの貸渡を求め、当社が承諾したときは、借受人が貸渡料金を支払い、当社が本約款等により貸渡条件を明示したうえで、借受人にレンタルバイクを貸渡したときに、貸渡契約が成立するものとします。
3. レンタルバイクを運転する者（以下、「運転者」という。）が借受人自身ではない場合、借受人は運転者に約款等で運転者の義務と定められた事項を遵守させるとともに、運転者がこれに違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、運転者と連帯してその損害を賠償する責任を負います。また、運転者は約款等で運転者の義務と定められた事項を遵守しなければなりません。
4. 当社は、「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2. 許可に対する条件(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票を含む)及び第10条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の提示、及びその写しの提出を求めます。借受人及び運転者はこれに従わなければなりません。
5. 借受人及び運転者は、当社が求めた場合、貸渡契約の締結にあたり、運転免許証の他に本人確認をすることができる書類の提示、及びその写しを提出しなければなりません。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
7. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。
8. 当社は、借受人又は運転者が本条に定める借受人及び運転者の義務に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

第8条（貸渡拒絶）

当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- (1) レンタルバイクの運転に必要な運転免許証を有していないとき。

- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 暴力団、暴力団関係企業・団体等の構成員若しくは関係者その他の反社会的勢力に属していると認められるとき。
- (5) 当社との取引に関し、当社の従業員、店舗の従業員、その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
- (6) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (7) 過去の貸渡において、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
- (8) 過去の貸渡において、第 15 条各号に掲げる行為があったとき。
- (9) 満 20 歳未満又は成年被後見人、被補佐人、被補助人であるとき。
- (10) 借受人が決済可能なクレジットカードを有しないとき。
- (11) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
- (12) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
- (13) その他、当社が不適当と認めたとき。

第 9 条（貸渡料金）

1. 貸渡契約の締結に当たり、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
2. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 免責補償料
 - (3) ヘルメット等、オプション用品
 - (4) その他の料金
3. 基本料金は、レンタルバイクの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
4. 当社が、貸渡料金を、第 2 条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第 10 条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第 7 条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 11 条（点検整備等）

1. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2 (日常点検整備) 及び第 48 条 (定期点検整備) に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタルバイクを貸渡すものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタルバイクの借受にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタルバイクに整備不良がないこと

等を確認するとともに、レンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第 12 条（貸渡証の交付・携行等）

1. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタルバイクの貸渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人は、レンタルバイクを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第 4 章 使用

第 13 条（借受人の管理責任）

借受人又は運転者は、レンタルバイクの使用に際し、善良な管理者の注意をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとします。

第 14 条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第 15 条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

1. 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
2. レンタルバイクを所定の使用目的以外に使用し又は第 7 条の運転者以外の者に運転させること。
3. レンタルバイクを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
4. レンタルバイクの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
5. 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクを各種テスト若しくは競技に使用し（サーキット走行や未舗装路を含む一般公道以外の走行）又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
6. 法令又は公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。
7. 当社の承諾を受けることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
8. レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと。
9. その他第 7 条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第 16 条（違法駐車）

1. 借受人又は運転者は、レンタルバイクに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以

下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとします。

2. 当社は、警察からレンタルバイクの違法駐車連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、レンタルバイクの借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルバイクが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルバイクを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。
4. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。
5. 借受人又は運転者がレンタルバイク返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタルバイクの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人又は運転者は、連帯して次に掲げる費用を当社に返済する義務を負うこととし、当社が指定する期日までに支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当社が別に定める駐車違反違約金(上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)

(3) 探索費用及び車両管理費用

6. 借受人又は運転者が、前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後、借受人又は運転者が罰金又は反則金を納付し、当社にその納付書、領収書等を提示したうえで、当社が放置違反金の還付を現実に受けたときは、当社はすみやかに受取った駐車違反金から返金に要する費用を差引いた金額を借受人又は運転者に返還します。

第 5 章 返還

第 17 条 (借受人の返還責任)

1. 借受人は、レンタルバイクを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人は、借受期間内にレンタルバイクを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 18 条 (レンタルバイクの確認等)

1. 借受人は、当社立会いのもとに、レンタルバイクを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
2. 借受人は、レンタルバイクの返還にあたっては、燃料タンクが燃料で満ちている状態（以下「満タン」という）で返還するものとし、満タンでない場合には、当社所定の計算方法で清算するものとします。ただし、EV（電動バイク）モデルについてはその限りではないものとします。
3. 借受人は、レンタルバイクの返還にあたって、レンタルバイク内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタルバイクの返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第 19 条（レンタルバイクの返還時期等）

1. 借受人は、第 10 条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
2. 借受人は、第 10 条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約金を支払うものとします。

第 20 条（レンタルバイクの返還場所等）

1. 借受人は、第 10 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。
2. 借受人は、第 10 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタルバイクを返還したときは、回送費用の倍額の違約金を支払うものとします。

第 21 条（レンタルバイクが返還されなかった場合の措置）

1. 当社は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、レンタルバイクの所在を確認するのに必要な措置を実施するものとします。
 - (1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - (2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
2. 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタルバイクの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第 22 条（貸渡情報の登録と利用の合意）

1. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が当社の運営するレンタルバイク貸出システムに登録されることに同意するものとします。
 - (1) 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第 16 条第 5 項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。
 - (2) 前条第 1 項各号に該当したとき。
2. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次に掲げる事項に同意するものとします。

(1) 当社に登録された貸渡情報が加盟店に利用されること。

第 6 章 故障・事故・盗難時の措置

第 23 条（レンタルバイクの故障）

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 24 条（事故）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクにかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2. 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. レンタルバイクを使用中に事故を起こし、車両に損害を与えた場合には、営業補償の一部として下記の料金を申し受けます。営業補償は、事故が起こった場合に適応される保険補償制度の免責額（お客様負担）とは異なります。

- (1) お店に自走可能状態で返還した場合 2 万円
- (2) お店に自走不可能状態で返還した場合 5 万円

但し、車両損害状況により当社が金額を指定する場合がありますので、予めご了解ください。

5. 車両を傷つけた場合は別途当社規定の修理代金をいただきます。

第 25 条（盗難）

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

1. 直ちに最寄りの警察に通報すること。
2. 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
3. 盗難の際の車両補償については、保険会社の規定により担保できないため、被害相当額（車両の時価額）を借受人が当社に支払うこと。

第 26 条（利用不能による貸渡契約の終了）

1. 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタルバイクの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、

故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタルバイクの提供条件については、第 5 条第 3 項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタルバイクの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタルバイクを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 27 条（借受人による賠償及び営業補償）

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタルバイクの汚損等により当社がそのレンタルバイクを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

第 28 条（保険及び補償）

1. 借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタルバイクについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
 - (1) 対人補償 1 名につき無制限（自賠償保険を含む）
 - (2) 対物補償 1 事故につき無制限（免責 5 万円）
 - (3) 搭乗者傷害補償 1 名につき 500 万円まで(死亡・後遺障害のみ)
2. 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
3. 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
4. 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第 8 章 解除

第 29 条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することがで

きるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとし、解除によって被った損害を借受人及び運転者に賠償請求できるものとします。

第 30 条（合意解約）

1. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。但し、24 時間以内の解約の場合は返金しないものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

$$\text{解約手数料} = \{ (\text{予定借受期間に対応する基本料金}) - (\text{貸渡から返還までの期間に対応する基本料金}) \} \times 50\%$$

第 9 章 雑則

第 31 条（相殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人又は運転者に金銭債権を有するときは、弁済期にあるか否かを問わず、当該金銭債権と借受人又は運転者に対する金銭債務とをいつでも対当額において相殺することができるものとします。

第 32 条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第 33 条（遅延損害金）

借受人又は運転者は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 34 条（準拠法等）

準拠法は、日本法とします。

第 35 条（約款及び細則）

1. 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
2. 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、ホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 36 条（管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 約款は令和 ● 年 ● 月 ● 日より施行します。